

低価主義の理論と減損会計の理論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学国家試験指導センター経理研究所 公開日: 2011-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平井, 克彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10916

低価主義の理論と減損会計の理論

平井克彦

キーワード：資産概念，資産の価値，期間損益計算，投資額の回収可能性，
有用な資産価値の繰越

目次

1. 低価主義の歴史と減損会計の歴史
2. 低価主義理論の在り方
3. 減損会計の理論
4. 低価主義と減損会計の同質性

1. 低価主義の歴史と減損会計の歴史

低価主義は、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書・連続意見書第4棚卸資産の評価について」によれば、「……広く各国において古くから行われてきた慣行的評価思考であり，現在でも実務界から広く支持されている」ということである。

低価主義は15世紀にはすでに記録に現れている古くからの会計慣行である。田中藤一郎氏はペンドルフの著書『ルカ・パチオリの簿記研究』から次のような例を紹介されている。「又一面に於て低価主義の評価をなしてある。例へば1412年の棚卸に於て森林及び塔の合計が1393年に366フローリンにて買求められたるものが240フローリンにて評価せられ居るが如きである¹⁾。「時価が原価より低き場合は低価主義に據りてをるが如き現代的の評価原則を古き時代既に取り容れあるは味ふべきである。例へば1404年，84.15フローリンと評価せられ其後に於てこれを80フローリンと記載し4.15フローリン損失は勘定に移したることや，或ひは1406年に商品55.19.4フローリンにて買入れ，買入諸費用4.12.3フローリンを要し合計60.16.7フローリンとなり之を相場下落して50フローリンと評価し，10.16.7フローリ

ンは損失勘定に移したのである²」。

法的には、すでに1794年には、プロシャ普通法において商品について時価が原価より低い場合には低い方の価額で評価することが要求されている³。さらに、1897年のドイツ株式法の第261条に次のような規定が設けられていた。「(第1項) 取引所価格または市場価額を有する有価証券及び商品は貸借対照表作成時の取引価格または市場価格を限度として評価することを要す。但し、この価格が取得価格または製作価格を超える場合には、後者の価格を限度として評価しなければならない」。

現在でもドイツ商法典第253条に次のように規定が設けられている。「(第1項) 資産は取得価額又は製作価額を限度として評価し、第2項および第3項による減額分を差し引いて評価しなければならない。……(第3項) 流動資産に属する資産については、決算日現在の取引所価格又は市場価格から判断して、低い方の価値で評価するために減価しなければならない。取引所価格又は市場価格を決定できず、また、取得原価又は製作原価が決算日に資産に付すべき価値よりも高い時には、その額を減額しなければならない。そのほかに、理性的な企業の判断によって、近い将来に価額変動に基づく資産評価が変更されるのを防止するために必要である場合、減価を行うことができる」。

1917年には、英国の商務省および米国の内国歳入局によって承認、肯定、もしくは認識されている⁴。

1953年のARB第43号第4章「棚卸資産の評価」の指針を改訂したFSAB基準書151号(Inventory Costs -an amendment of ARB No.43, Chapter 4 2004年11月)においても引き継がれ、次の規定が設けられている。「棚卸資産を価額づけする場合に原価基礎から離脱することは、商品の有用性がもはやその原価ほどではなくなったときに要求される。商品の有用性が、通常の営業活動における販売に際して、物理的劣化、陳腐化、価格水準の変動、その他の原因によって、原価以下になると思われる証拠がある場合には、その評価差額は当期の損失として認識しなければならない。これはそのような商品を一般に市場価格と呼ばれる比較的低い水準で表示することによって広く行われている」(4章Statement 5)。

1993年のISA 2号「棚卸資産」(Inventories)においても「棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しなければならない」(para.9)と規定されている。

わが国の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下、「棚卸資産会計基準」という)においても以下のように同様の規定が設けられている。「通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする……」(7項)。

わが国の法人税法施行令第28条（棚卸資産の評価方法）において次のように規定されている。「(第1項) 法第29条第1項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価方法）の規定による当該事業年度終了の時に於いて有する棚卸資産の評価額の計算上選定することができる評価の方法は次に掲げる方法とする。1 原価法……。2 低価法（……取得原価額と当該事業年度終了の時に於けるその取得のために通常要する価額とのうちいずれか低い価額をもってその評価額とする方法をいう。）」

低価主義は、広く各国において古くから行われて、現在においても広く行われている会計慣行である。一方、減損処理が行われるようになったのは比較的最近のことである。昭和49年（1974年）改正の商法に固定資産の減損に関する次の規定が設けられた。「固定資産ニ付イテハ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」（第34条2項）。この予測することができなかつた減損とは、災害、事故等による固定資産の物理的減損のほか、陳腐化、不適応化等による機能的減価をも含むとする見方もあるが⁵、「商法は、おそらく、物理的減価を主として念頭において、「減損」という語を用いているのであろう……⁶」。平成14年（2002年）に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という）が対象とする減損処理は、昭和49年（1974年）改正の商法の物理的減失を念頭においたものではないであろう。物質的な減損をしていなくても収益性が当初の予想よりも低下し、資産の投資額の回収が見込めなくなった状態にある固定資産について、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。

米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）が1995年3月に公表した財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards）第121号（以下、FAS121という）「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」（Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of）に減損に関する規定が見られる。その後、2001年8月に財務会計基準書第141号（以下、FAS141という）「長期性資産の減損あるいは処分の会計処理」（Accounting for the Impairment or Disposed of Long-Lived Assets）が公表され、2001年12月15日以後に開始される事業年度から適用されている。FAS141は、減損について「長期性資産（資産グループ）の帳簿価額がその公正価値を超える状況をいう」（para.7）と定義している。

国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee）が1998年6月に公表した国際会計基準（International Accounting Standards 以下、IASという）第36号（以下、IAS36という）「資産の減損」（Impairment of Assets）がある。IAS36は、減損について「資産は、その帳簿価額が使用又は売却によって回収される金額を超過する場合には、回収可能価額を超える価額を付されていることになる。このような場合には、資産は減損しているものとされ、本基準書は企業が減損損失を認識することを要求している」

(IAS36目的)と述べている。

2. 低価主義理論の在り方

低価主義は、棚卸資産の決算評価にあたって、原価と時価とを比較して、いずれか低い方をもって価額づけを行う方法である。低価主義は、上に見たように、各国において古くから行われ、現在の会計実務に浸透している評価方法であるけれども、「連続意見書第4」は「期間損益計算の見地からすると合理性をもたない」としている。はたして、低価主義に合理性はないであろうか。研究者として思うことがある。仮に、合理性がないと見るのであれば、その実務を排除するように強く提案すべきではないか。反対に、実務において採用されていることを容認するのであれば、積極的に合理性の存在を示すべきではないのか。最近は、「棚卸資産の評価基準」を説明している書物は多いが、低価主義が合理性をもつか否かについて言及している書物は少ない。

わが国における低価主義批判論者といえば、故番場嘉一郎教授を挙げることができよう。教授は「理論的には非難されてきた評価方法である⁷」として次のように述べられている。「今日では貸借対照表が財産表示の機能をもつと考えるものはない。貸借対照表は損益計算の副産物であり、財産はその原価をもって貸借対照表に表示されるべきものと考えられているのである。このような原価主義思想が支配する今日では、低価主義を、原価主義の例外をなす評価原則とみることは当然である。……低価主義が一般的な会計慣行とされてきた理由は、財産を時価で表示すれば、未実現の利益が計上される場合が起こりうるので、これを避けるには、時価の適用を、時価が原価よりも低いときに限らなければならないということに見出される。見越の利益は計上すべからずという保守主義に立脚して低価主義が支持されたわけである⁸」。

また、番場教授は「……価格水準の低落に基づく低価評価の場合には、物品そのものに何らの変化が生じていないのに損失を計上することであって、それは明らかに未実現損失である。かかる損失を計上することが損益計算の見地から妥当視され、必要視されうるかどうか⁹」と損益計算の見地から疑問視されている。さらに「低価主義は……棚卸資産評価におけるコンシステンシーの原則に反し、ある期には原価評価を行い、ある期には時価評価を行うので、期間損益計算の適正さに著しい障害を与える……¹⁰」と非難している。

さらに、低価主義を「棚卸資産の原価による評価原則に対する例外として¹¹」捉えている論者として、藤田敬司教授がいる。教授は次のように述べている。「低価法が資産の健全化を目的とするといっても、そのような会計実務ははたして理論的に支持されるかどうかである。会計の主目的が通常の収益力を示すことであれば、当期は当期の利益をそのまま表すべきであり、低価法適用によって来期以降に予想される損失を先取りすることは支

持されないかもしれない¹²。「物理的損壊や流行遅れによる時価下落に低価法を適用することは、保守主義的思考として説明できるとしても、価格変動 (change of price levels) についての理論的説明は見当たらない¹³」。

低価主義批判論を要約すると次のようになる。①原価主義会計において、低価主義は原価主義の例外をなす評価原則である。②低価主義は未実現利益の計上を阻止する保守主義に根拠をおくものである。③物品そのものが滅失していない段階で未実現損失を計上することになる。④低価主義は、次期以降に予想される損失を先取りする。⑤ある期には原価評価を行い、ある期には時価評価を行うのでコンシステンシーに反する。

低価主義を例外的評価方法であると見ている論者は多い。低価主義に合理性がないと見るのであれば、実務を中止するように提案すべきである。実務を容認しながら、自身の会計理論の中に低価主義の理論を組み込むことができず、例外としてしか理論づけできないのであれば、それは単に理論構成が悪いだけのことである。例外のない原則はないと言われることがあるが、単に原則が弱体であるために例外が出現するとすれば、この原則をもって説明する理論に欠陥が見られるだけのことである。低価主義という実務を容認するけれども理論づけできないとか、例外としてしか理論づけできないというのは誤った会計理論である。

低価主義を例外的評価方法であるとする見方は制度として行われてきた会計についての観察を誤っている。仮に、原価主義とは主として資産の価額づけに際して常に取得原価のままに価額づけを行う方法であると定義するとすれば、低価主義はまさしくそのような方法ではないので、原価主義会計の体系に低価主義という例外的評価方法が存在するということになるかもしれない。ただ、その場合、なぜ原価主義会計の体系に低価主義という例外的評価方法が採用されているのかを理論的に説明しなければならないであろう。

原価主義を主として価額づけに際して常に取得原価そのままに価額づけをする方法であると規定する者は多いが、そこに例外があるのだというのであれば、行われている会計の観察を誤っている。会計において実際に行われているものについての十分な観察を行い、行われていることについての意味づけを行うことこそ会計理論として必要なことである。原価主義とは取得した時点の価値で価額づけする方法である。取得時の価値で価額づけする好例は無償取得の資産の場合であろう。価値は変動するものである。取得の時を過ぎて価値が変動したならば、価値の変動に合わせて価額を変動させることになる。ただ、それは時価主義と異なる。時価主義がその変動を常に捉えるのに対して、原価主義は価値の上昇による変動は実現した時にしか捉えないのである。

低価主義は会計の実務においても古くから行われてきたものである。この古い時代の低価主義について、低価主義批判論者は「財産貸借対照表の見地……を基盤として、……一般的な会計慣行とされてきた……¹⁴」と説明する。そして、財産評価を主目的とした時代

の産物であるゆえに、期間損益計算を主目的とした現在の会計においては合理性がないと見るのである。しかし、どのような生成過程をとったものであろうとも、現在でも実務界から広く支持されているのは、現代的意味が存在するからであろう。低価主義の生成過程に関係なく、現在の会計において実際に行われていること自体に意味を見出して、会計理論における正当な位置を与えて、組み込まれるように理論構成すべきである。

低価主義批判論は、低価主義に理論的説明を見出せるものではなく、説明できるとしても、保守主義的思考からであるという。W.A.ペイトン&A.C.リトルトンも「低価主義を適用するということは……保守主義を強いる結果となる。……低価主義が持つ長所についてさほどの印象は受けないであろう¹⁵⁾」と述べている。低価主義が合理性を持たないとする論拠を保守主義に求めている。E.ヘンドリクセンは、保守主義は19世紀の英国の会計慣行にさかのぼるものであるとしている¹⁶⁾。保守主義は企業財政の健全化、堅実化をはかり、企業の債務弁済能力を明らかにする目的から生まれたものである。会計の目的を財産計算におき、貸借対照表がそのための手段であるとする静態的会計思考に立脚している保守主義は、会計目的が財産計算から損益計算へと変化したことから、その存在基盤を失ったというのである。

低価主義が採用されれば、未実現損失は積極的に、未実現利益は消極的に取り上げられることになる。ただ、低価主義に限らず、現在の会計において、費用は発生主義によって、収益は実現主義によって取り上げられている。すなわち、費用・損失は未実現のものが取り上げられている。現在の会計では費用と収益の取り上げ方は不統一なのである。この取り上げ方の不統一は保守主義が作用した結果である。しかし、このことについて批判する論者はまずいない。低価主義に保守主義が作用することを批判するのであれば、保守主義が作用して、費用が発生主義によって、収益が実現主義によって認識されていることについても批判すべきであろうか。そうではなくて、このような不統一な取り上げ方が行われているのは、利益の分配可能性ということで一般に説明されているはずである。低価主義の場合に限って保守主義を批判し、それをもって低価主義を批判するのは整合性を欠く論理である。費用が発生主義によって、収益は実現をまって認識することが、利益の分配可能性という点から認められるのであれば、評価損を積極的に取り上げ、評価益を消極的に取り上げる低価主義についても、利益の分配可能性という点から説明されるべきであろう。すなわち、低価主義が現在でも実務界から広く支持されているのは分配可能利益の算定という会計の主目的にうまく合致しているからである。低価主義というやや特殊とも思われがちな方法が一般に広く行われているのは現在の会計の主目的が分配可能利益の算定であることの証明である。

低価主義批判論は低価主義が未実現損失を計上する点に向けられている。すなわち、次のような批判である。価格水準の低落に基づく低価主義の場合には、物品そのものに何ら

の変化が生じていないのに損失を計上することである。このような未実現損失を計上することは損益計算の見地から妥当ではない。低価主義適用によって来期以降に予想される損失を先取りすることは支持されない。

しかし、低価主義以外にも、現在の制度会計においては、予想される未実現損失を先取りすることが行われている。そして、それについての批判はまったくない。次の例を見て見よう。

- (a) 貸倒損失 xxx 売掛金 xxx
(b) 貸倒損失 xxx 貸倒引当金 xxx

上記の(a)は実際に貸倒れになった確定した貸倒損失であるから実現損失である。(b)は予測による貸倒損失であるから未実現損失である。(b)は売掛金そのものに何らの変化が生じていないのに損失を計上する処理である。低価主義の場合と同じである。予想される未実現損失について引当金が設定されている。なぜ引当金を設定して未実現損失を計上するのかといえば、期間損益計算の精緻化のためである。しかも、その期間損益計算は分配可能利益算定という意味での期間損益計算である。予測に基づく未実現損失の計上は、低価主義以外にも行われているのである。仮に、予測に基づく未実現損失の計上を否定するのであれば、理論的整合性という点から引当金の設定も否定することになってしまう。

低価主義は「ある期には原価評価を行い、ある期には時価評価を行う¹⁷⁾」と批判されるが、後で低価主義の理論構成で明らかにするように、低価主義における時価は価値の変動の兆候を知るものであり、この批判は適当ではない。

3. 減損会計の理論

企業が固定資産に対して投資するのは投資額に見合うキャッシュ・フローの獲得を期待してのことである。しかし、事業環境が悪化したり、設備投資計画が失敗したりして、将来に流入が期待されるキャッシュ・フローが減少することになる。こうした収益性が低下した固定資産について帳簿価額を一定の条件のもとで収益性を反映させるように減額する会計処理が減損処理である。つまり、減損処理は減損の兆候のあった固定資産の帳簿価額をその収益性を示す価額まで切り下げ、同時に減損損失を計上する会計処理である。

減損会計の理論的合理性を検討するにあたって、まず資産概念について見てみよう。IASのframeworkは、「資産とは、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源である」(para.49)と規定している。「資産が有する将来の便益とは企業への現金および現金同等物の流入に直接的または間接的に貢献する潜在能力を意味する」(para.83)。すなわち、資産の価値は将来のキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって判断され

る。たとえば、毎年300万円のキャッシュ・フローを生み出すことを期待して耐用年数5年、残存価額ゼロの固定資産を1,000万円で取得したとする。その固定資産は将来、流入が期待されるキャッシュ・フローに基づいて現在に引き直して算定された価額、すなわち、取得原価1,000万円で評価される。しかし、事業環境の悪化や設備投資計画の失敗等によって固定資産の収益性が低下した場合には、固定資産について将来に流入が期待されるキャッシュ・フローが減少することになり、その固定資産の価値は取得原価を下回ることになる。そのような場合に減損処理が行われる。上記の固定資産を例にすれば、3年間使用した後にこの固定資産の収益性が30%落ちて4年目からは毎年210万円しかキャッシュ・フローを生み出さなくなったとする。その固定資産の未償却残高400万円について、 $30\% = 120$ 万円の減損処理を行うことになる。

このような減損処理を行う目的はどこにあるのであろうか。「固定資産の会計処理に関する論点の整理」(以下、「論点整理」という)は減損処理の目的を次のように述べている。「事業用資産でも、収益性が当初の予想よりも低下して投資額の回収が見込めなくなったような場合には、価値の下落を帳簿価額に反映させるのが、伝統的な考え方でもある。それは、帳簿価額を下方にだけ修正する点で時価評価とは異質だが、棚卸資産の低価評価や固定資産の臨時償却など、取得原価の期間配分を通じて広い意味での資産評価に組み込まれてきた」。すなわち、「論点整理」は固定資産の減損を「伝統的な考え方」によるものとして期間損益計算の枠組みのなかにおける原価配分の一環として捉えている¹⁸。「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」(以下、「経過報告」)も「論点整理」で示されたと同じ方向で、原価配分の一環として捉えている。辻山栄子教授は「経過報告」の方向について次のように説明されている。「減損会計といえますと、今、企業が保有している固定資産の時価がさがっている、その含み損を表面に出さなければいけないから導入されるのだと、一般にはとらえられているようですが、そうではないということが明示されているわけです¹⁹」。こうした期間損益計算の観点から減損を取り上げている論者として米山正樹教授がいる。教授は、減損処理について「期間配分の対象となる財で不利な環境変化を被ったもの(正確にはその一部)の簿価を、正規の配分手続外で追加的に切り下げるもの²⁰」と見ている。そして、その追加的な簿価修正を「配分と異質な思考でしかサポートできないものではなく、……配分に固有のロジックから求められる²¹」ものであるとしている。

減損処理は、固定資産の中で、償却資産を例にして費用配分という観点から説明されている。しかし、償却の対象となっていない土地も減損処理が行われることを考えると、減損会計は含み損を表面化させ、キャッシュ・フローを生み出すことが期待できる有用な資産価値を次期に繰り越す処理であるとみるべきであろう。

毎年100万円のキャッシュ・フローを生み出すことを期待して1,000万円の土地を取得したとする。この土地の収益性が30%落ちて毎年70万円しかキャッシュ・フローを生み出さ

なくなったとする。この場合、土地の価値は30%=300万円減少することになる。そして、有用性が失われて将来のキャッシュ・フローを生み出さなくなった300万円を減損処理し、キャッシュ・フローを生み出すことが期待できる有用な資産価値のみを次期に繰り越すことになる。

「不動産をはじめ固定資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況において、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念が示されている」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」二)。その疑念を払拭するためには、「本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を減額する」(「意見書」三-3) 減損処理が必要なのである。すなわち、減損処理はキャッシュ・フローを生み出すことが期待できる有用な資産価値のみを次期に繰り越す処理である。

4. 低価主義と減損会計の同質性

先に見たように、「論点整理」は「……収益性が当初の予想よりも低下して投資額の回収が見込めなくなったような場合には、価値の下落を帳簿価額に反映させるのが、伝統的な考え方でもある。それは、……棚卸資産の低価評価……など、……広い意味での資産評価に組み込まれてきた」と述べている。低価主義と減損会計の同質性がどこにあるのか検討してみよう。

「資産とは、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源である」(IAS framework para.49)。そして、「資産が有する将来の便益とは企業への現金および現金同等物の流入に直接的または間接的に貢献する潜在能力を意味する」(IAS framework para.83)。すなわち、資産の価値は将来のキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって判断される。それは、固定資産であっても、棚卸資産であっても同じである。企業は固定資産を取得する場合、将来いくらキャッシュ・フローを獲得できるかを考えて投資するはずである。同様に、企業は商品を仕入れる場合、その商品が将来いくらで販売できるか、すなわち、将来いくらキャッシュ・フローを獲得できるかを考えて仕入れるはずである。

資産の価値というものは、変化する可能性を有するものである。また、それゆえにこそ評価ということは意味をもつのである。原価主義会計においては、資産の価値は取得原価を基礎として表現されている。その価値が何らかの事情によって変動したとすれば、それに応じて取得原価を修正する必要がある。資産の価値は将来のキャッシュ・フローによって表現されているのであるから、ある何らかの事情によって将来のキャッシュ・フローが上昇したとすれば、この資産の価値は上昇したことになる。反対に、ある何らかの事情か

らこの将来のキャッシュ・フローが減少したとすれば、この資産の価値は下落しているものと考えられる。

繰り返すが、資産の価値は、固定資産であっても棚卸資産であっても、将来のキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって判断される。3において次のような例を示した。毎年300万円のキャッシュ・フローを生み出すことを期待して1,000万円で取得した固定資産（耐用年数5年、残存価額ゼロ）が3年間使用した後に、収益性が30%落ちて4年目からは毎年210万円のキャッシュ・フローしか生み出さなくなった場合、未償却残高400万円について、 $30\% = 120$ 万円の減損を行った。この例をアレンジして、低価主義を減損処理と比較してみよう。

将来に300万円のキャッシュ・フローを期待して単価200万円の棚卸資産を5個購入したとしよう。この場合、この棚卸資産は将来に流入すると期待されるキャッシュ・フローの額を現在に引き直した価額 $300 \text{万円} \times 200 / 300 = 200$ 万円、すなわち、取得原価で評価される。3個が300万円で販売された後、この棚卸資産の収益性が30%落ちて4個目からは1個あたり210万円のキャッシュ・フローしか期待できないとすれば、将来に流入すると期待されるキャッシュ・フローの額を現在に引き直して、1個あたり $210 \text{万円} \times 200 / 300 = 140$ 万円に評価替し、合計120万円の評価損を計上することになる。すなわち、棚卸資産の取得原価をその収益性を示す価額まで切下げ、同時に評価損を計上することになる。

武田隆二教授は低価主義に合理性を見出すとすれば、として次のように述べられている。「なんらかの理論的根拠づけを与えようとするならば、会計の目的観である期間損益計算と関連づけてなされなければならない。そこには二つの考え方を区別することができよう。第1に、有効原価説によると、棚卸資産の取得原価は将来収益の稼得能力（すなわちサービス・ポテンシャルズ）を貨幣的に表現したものであり、その期末評価に当たり、期末時価によって立証されたサービス・ポテンシャルズが低下していることが判明したとき、有効原価としての機能を果たさなくなったものを切捨てようというのである。したがって、有効原価説によったならば、取得原価と比較されるべき時価の概念は、取得原価と同じ意味での価格概念であることが必要となる。……かくて、期末時価が取得原価を下回る差額部分は失われた効用分の貨幣評価額として切捨て、有効原価分（将来収益対応分）のみを次期へ引渡すべきこととなる。第2に、回収可能原価説によると、通常の営業過程において回収可能な金額を棚卸資産の評価額とすべきであるという考え方である。この説は、損益計算を投資額の回収過程と考え、貸借対照表計上額は費用化過程を通じて回収可能な金額であるべきだとする見地に立っているとみてよい。……かくて、期末時価の下落分は回収不能原価分とみて、これを切捨て、回収可能原価のみを期末評価額とすべきこととなる²²⁾。低価主義を合理化する説として、二つの説があるとのことであるが、有効原価説も回収可能原価説も同じことを意味しているのではないだろうか。以下、検討してみよう。

低価主義も減損処理も、期間損益計算の枠組みのなかに組み込まれるものであるけれども、当期の期間損益計算に重点を置いたものではない。次期以降の期間損益計算を正常に保つ会計処理である。評価損も減損も、当期の費用・損失に含められるとしても、それは費用収益の対応関係からではない。費用収益対応ということであれば、これらは収益を計上した期が負担すべきである。しかし、これらを発生した期に計上しておけば、将来収益対応分のみを次期以降に繰り越す結果、次期以降の期間損益計算は費用収益が対応することになる。

次期以降の費用収益の対応関係を重視するということは、逆にいえば、費用収益対応の原則というものをそれほど重視しているわけではない。費用収益対応の原則というものを重視するか否かという問題は、資産を先に定義するか、費用を先に定義するかと言う問題でもある。資産とは、将来のキャッシュ・フローを獲得する能力であると見て、その能力が減少した部分を当期の費用とするか、費用とは、収益を獲得するために費やされた将来のキャッシュ・フローを獲得する能力部分であると見て、対応しない部分を資産とするかである。IASのframeworkの「資産とは、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源である」との定義にしたがえば、将来のキャッシュ・フローを獲得する能力が減少した部分を当期の費用として、将来のキャッシュ・フローを獲得する能力が残っている部分を資産として次期に繰り越すことになる。低価主義も減損会計も、資産を先に決めて、将来のキャッシュ・フローを獲得する能力が減少した部分を当期の費用とする場合に当てはまる。低価主義も減損会計も、キャッシュ・フローを生み出すことが期待できる有用な資産価値のみを次期に繰り越す処理である。

低価主義批判論において、「物品そのものに何らの変化が生じていないのに損失を計上する²³」ことが指摘されている。棚卸資産の評価減には、災害、事故等による物理的減損の場合と陳腐化、不適応化等による時価の下落によるものがある。固定資産の減損にも、災害、事故等による固定資産の物理的減損のほかに、陳腐化、不適応化等による機能的減価がある。FAS141、IAS36、わが国の『減損会計基準』も資産の著しい物的悪化以外に「物品そのものに何らの変化が生じていないのに損失を計上する」例を挙げている。棚卸資産の場合も固定資産の場合と同様に、災害、事故等による物理的減損のほかに物理的減損はしていないが、収益性が低下した資産について低価主義が適用されるのである。低価主義について「物品そのものに何らの変化が生じていないのに損失を計上する²⁴」ことを挙げて低価主義を批判することは減損処理との整合性を欠くことになる。

現実には、次のような場合に減損処理が行われている。製品の市況が大幅に悪化した生産設備についても減損処理が行われている²⁵。半導体市況が長期にわたって低迷すると判断した企業が固定資産の減損処理を実施している²⁶。賃料の減少によって収益性が低下した賃貸ビルなどについても減損処理が行われている²⁷。生徒数の減少によって収益性が低下

した進学塾で、教室の設備などを減損処理した例がある²⁸。こうした顧客離れによる減損は、ファミレスにも見られる。消費が冷え込むなか、外食産業の減損リスクが高まり、売上が急速に減少した結果、赤字店舗について減損処理が行われている²⁹。減損処理は物品に物理的減損が生じていなくても、収益性が低下した資産を対象に実施されている。低価主義について「物品そのものに何らの変化が生じていないのに損失を計上する³⁰」ことを挙げて低価主義を批判することは減損処理との整合性を欠くことになる。

固定資産の将来獲得可能なキャッシュ・フローの減少は種々の兆候によって知ることができる。一方、棚卸資産の将来獲得可能なキャッシュ・フローの減少は市場価格の下落が顕著な例として挙げられよう。時価が下落した棚卸資産については、将来、高くは販売できない兆候の現われであり、獲得可能なキャッシュ・フローの減少が予測される。低価主義は原価と時価を比較して低い方で価額づける点から、例外の原則であると非難されるが、時価はあくまでも棚卸資産の将来獲得可能なキャッシュ・フローを予測する上での参考である。低価主義が棚卸資産のそのものに何らの変化が生じていないにもかかわらず、市況の悪化による時価の下落は収益性の低下の兆候である。低価主義は、棚卸資産の市況の悪化による時価の下落が収益性の低下の兆候であると同様に、物品そのものに何らの変化が生じていない状況であっても、種々の兆候が現れたことによって、将来に獲得可能なキャッシュ・フローが減少する場合に減損処理を行うのと同じ会計処理である。

資産は将来どれほどのキャッシュ・フローを獲得できるかに基づいて評価される。棚卸資産はそれが販売されるときにキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって評価される。固定資産は使用するときキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって評価される。では、製品の市況が大幅に悪化した場合を考えてみよう。先に示したように、製品の市況が大幅に悪化した生産設備についても減損処理が行われている。では、その製品は低価主義の対象にならないだろうか。どちらも将来獲得可能なキャッシュ・フローの減少の兆候は時価の変動によって知ることができる。市況が大幅に悪化した製品を製造する固定資産には将来獲得可能なキャッシュ・フローの減少の兆候が見られることになり、減損処理が行われるであろう。同様に、製品の市況が大幅に悪化した場合、その時価の下落は将来獲得可能なキャッシュ・フローの減少の兆候であろう。時価の変動は、資産価値の変動の兆候である。時価を用いたからといって、「論点整理」がいうように、それは「時価評価とは異質」のものである。

棚卸資産についての市況が大幅に悪化して時価が下落した場合、それを製造している固定資産については減損処理が行われるのであれば、その棚卸資産について低価主義が適用されることになるのは当然のことである。

注

- 1 田中藤一郎「パチオリ以前に於ける伊太利簿記の展望」『会計』36巻2号 36頁。
- 2 同 上 38頁。
- 3 上野道輔「貸借対照表論（上巻）」有斐閣 1931年 274-275頁。
- 4 S. Gilman *Accounting Concepts of Profit* The Ronald Press Company 1939. pp.437-438（久野光朗訳
『ギルマン会計学（中）』同文館 1968年 531頁）。
- 5 鈴木竹雄・竹内昭夫「会社法」有斐閣 1987年 318-319頁。
- 6 弥永真生「商法計算規定と企業会計」中央経済社 2000年 125頁。
- 7 番場嘉一郎「棚卸資産会計」国元書房 1975年 865-866頁。
- 8 同 上 866頁。
- 9 番場嘉一郎「低価主義は評価原則たりうるか」『会計の論理・商法の論理』（山下勝治編）
中央経済社 1961年 54-55頁
- 10 同 上 56頁。
- 11 藤田敬司「現代資産会計論」中央経済社 2005年 90頁。
- 12 同 上 92頁。
- 13 同 上 95頁。
- 14 番場嘉一郎「棚卸資産会計」866頁。
- 15 W. A. Paton & A. C. Littleton *An Introduction to Corporate Accounting Standards* AAA 1940 p.128
（中島省吾訳『社会会計基準序説』1957年 森山書店 212頁）。
- 16 E. S. Hendriksen *Accounting Theory* 3rd. 1977. p.132.
- 17 番場嘉一郎「低価主義は評価原則たりうるか」56頁。
- 18 辻山栄子「固定資産の評価」『企業会計』53-1 36頁。
- 19 辻山栄子「固定資産の減損会計について聞く」（座）『JICPA』13-9 12頁。
- 20 米山正樹「減損会計—配分と評価」森山書店 2001年 はしがき ii
- 21 同 上 はしがき ii
- 22 武田隆二「会计学一般教程」中央経済社 1991年 164-165頁。
- 23 番場嘉一郎「低価主義は評価原則たりうるか」54-55頁。
- 24 同 上 54-55頁。
- 25 日本経済新聞 2001.8.2.
- 26 日本経済新聞 2009.1.29.
- 27 日本経済新聞 2001.8.2.
- 28 日本経済新聞 2008.10.07.
- 29 日本経済新聞 2009.1.14.
- 30 番場嘉一郎「低価主義は評価原則たりうるか」54-55頁。